

平成29年7月九州北部豪雨災害に関する要請

平成29年8月10日

全 国 市 長 会
九 州 市 長 会

平成29年7月九州北部豪雨災害に関する要請

平成29年7月5日からの記録的豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れなどが起こり、九州北部を中心に甚大な被害が発生した。

被災地においては、死者・行方不明者などの人的被害や、多くの住宅が倒壊又は損壊する建物被害が発生した。また、山林をはじめ、道路、河川、鉄道、農林水産業施設などに甚大な被害が発生し、農林水産業や商工業、観光など産業面においても深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、被災地では、被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常生活を取り戻すためには、国の復旧・復興に向けた財政支援など、迅速かつ丁寧な対応が不可欠である。

よって、国においては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 被災者の生活再建への支援

- 被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、必要となる各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、適用範囲等については地域間で格差が生じないよう弾力的に運用すること。

2 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- 道路、橋梁等の生活関連インフラの全面的な早期復旧に向け、財政的な支援を含め特段の措置を講じること。
- JR久大本線及び日田彦山線は、地域住民の貴重な交通手段であるとともに、観光ルート上の重要な路線であることから、早期に全線復旧できるよう、九州旅客鉄道株式会社に対する特段の配慮をすること。

3 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

- 災害復旧事業に早期に着手できるよう災害査定 of 簡素化を行うとともに、予算の確保を図ること。
- 災害復旧事業については、原形復旧ではなく改良復旧工法での実施を推進すること。特に桂川については、河道が狭小のため再三にわたり洪水被害が生じていることから、抜本的な対策を講じられるよう、特段の措置を講じること。
また、急傾斜地や山林の被害については、今回の被害の状況を踏まえた抜本的な対策が講じられるよう措置すること。

4 災害廃棄物の処理支援

- 大量の災害廃棄物を早急に処理するため、効率的かつ広域的な処理体制を整備するために必要な仮置場等について、国有地の提供などの支援を行うこと。
- 災害に伴って発生した漂流・漂着物や土砂、海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

5 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

- 農林水産業及び商工業については、生産者及び事業者への経営支援を行うとともに、市の基幹産業でもあることから、今回の災害を契機に、事業の廃止等を招かないよう特別の支援策を講じること。

6 観光産業に対する支援

- 被災地にある旅館、ホテル及び観光施設は、豪雨による損害に加え、夏休み期間中の予約キャンセルが相次いでいる状況にあることから、国内外に向けた正確な情報発信の協力をするとともに、観光需要回復に向けた「割引付旅行プラン助成制度」などの観光振興対策に対する支援等に対し、国としても財政措置や情報提供等に積極的に協力すること。

7 被災自治体への財政上の配慮等

- 被災地方公共団体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。
- 被災地方公共団体においては、今回の甚大な被害に伴い、総合計画や地方版総合戦略等に基づく地域の将来に向けた重要な事業の見直しや延期を余儀なくされることから、早期の復旧・復興のための取組に対する積極的な支援はもとより、これら地域の将来のために必要な対策が、他の地方団体と同様に実施できるよう、財政措置の更なる拡充や、合併特例債の特例期間の延長など必要な措置を講じること。

平成29年8月10日

全国市長会	会長	松 浦 正 人
九州市長会	会長	森 博 幸